

新潟県糸魚川市大火により休業している事業主・労働者の皆様へ

～休業や一時離職する場合の給付金のお知らせ～

① 糸魚川市内の事業所が大火により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合

大火の時点で糸魚川市内の事業所で勤務していた方が、一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含みます）は、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です（通常は12ヶ月以上の加入が必要です。）。
- 特例対象者は、手厚い給付日数となり、所定の給付日数内での就職が困難な場合は、給付の延長措置（原則60日）があります。
- 糸魚川市内の事業所が災害により、休止・廃止した場合が対象です。
- 災害による遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。）。

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 大火に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

大火に伴う「経済上の理由」により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に休業手当を支払った場合、雇用調整助成金を利用できます。

- 労働者に支払った休業手当相当額の2/3（中小企業の場合）又は1/2（大企業の場合）を助成します。
- 大火に伴う「経済上の理由」とは、例えば次のような場合が該当します。
 - ・ 取引先の火災被害のため、原材料や商品等の取引ができない場合
 - ・ 風評被害により、売上等が減少した場合（なお、火災による事業所・設備等の焼失、損壊を直接的理由とした休業は対象となりません。）

詳細な内容や、お困りのことがあれば、労働局・ハローワークへご相談ください。

①雇用保険 ②雇用調整助成金に関すること	ハローワーク糸魚川 糸魚川市横町5丁目9-50	Tel[025-552-0333]
②雇用調整助成金に関すること	新潟労働局助成金センター 新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル1階	Tel[025-278-7181]